Jan. 2015

神田社会保険労務士事務所 事務所だより 2015年1月号

SR - OFFICE JOURNAL

高額療養費制度の 改正について

注目トピックス

01 高額療養費制度の改正について

入院などで医療費が高額になったときに給付される健康 保険の高額療養費制度が、平成27年1月から改正になり ます。

特集

02 | 会社は試用期間をどのように活用すべきか

試用期間中だからといって会社は自由に従業員を解雇で きません。試用期間の正しい活用方法について解説します。

03 | 有給休暇の計画的付与について

有給休暇の取得率アップが社会的に求められていますが、 繁忙期の過剰な有給取得は生産性に影響します。繁忙期を 避けて有休を取得させる手段として「年次有給休暇の計画 的付与」の制度を紹介します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 小さなことに左右されない 「本当の自信」を 手に入れる9つのステップ (大和出版)

成果や成功体験によって「自信」を つけさせようとしても、上手くいか ないことが多々あります。本書は自 信とは何かをひも解き、他者認識で はない 「本当の自信」を持って生き ていくための考え方が紹介されてい ます。新入社員やスランプに陥った 社員に読ませたい一冊でしょう。



神田社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 近況報告

経営診断ツール

07 | 有給休暇現状チェックシート

高額療養費制度の 改正について

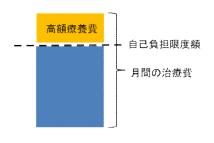
はじめに

健康保険の高額療養費制度が改正になります。

所得ごとの負担能力に応じた負担を求める観点から、標準 報酬月額によって自己負担限度額が5段階に区分される ことになりました。

高額療養費の概要

高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった 医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自 己負担限度額)を超えた分があとで払い戻される制度であ り、入院や手術などで治療費が高額になった場合に活用で きます。



自己負担限度額は所得(標準報酬月額を基準とします)によって段階的に設定されており、所得が高い人ほどその限度額

の設定も高くなっています。

医療費は世帯合算できる

扶養家族が同じ月に病気やけがをして医療機関で受診した場合や、本人が複数の医療機関で受診した場合など、自己負担額は世帯で合算することができます。

そして、その合算した額が自己負担限度額を超えた場合は、 超えた額が払い戻されます。

※扶養家族とは、協会けんぽに加入している被保険者の被 扶養者です。被扶養者の年齢によって合算のルールが異な ります。 入院などで医療費が高額になったときに給付される健康保険の高額療養費制度が、平成27年1月から改正になります。

今回の改正内容

今回の改正により、平成27年1月から以下のように70 歳未満の自己負担限度額の設定が「3段階」から「5段階」 になります。

標準報酬月額	自己負担限度額	
83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
53万円~79万円	167,400 円+ (医療費-558,000 円)×1%	
28万円~50万円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	
26万円以下	57,600円	
住民税非課税対象者	35,400円	

例:標準報酬月額50万円の人がある月に30万円の医療費を支払った場合

30万円-{80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%} =212,570円が高額療養費として支給されます。

医療費が高額になりそうな場合

70 歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

全国健康保険協会の各都道府県支部から限度額適用認定 証の交付を事前に受け、病院の窓口で提示すれば、窓口で 高額療養費の自己負担限度額を超える医療費の支払いを せずに済みます。

高額療養費の算定方法、限度額適用認定申請などについて のご相談は当事務所までお尋ねください。

会社は試用期間を どのように活用すべきか

試用期間中だからといって会社は自由に従業 員を解雇できません。試用期間の正しい活用 方法について解説します。

はじめに

採用面接だけでは応募者の適性を判断できないことから、多くの企業で雇用後の数か月「試用期間」を設けています。

この試用期間について、認識違いや従業員への説明不足が 原因で労使トラブルになることがあるため注意が必要で す。

試用期間とは何か

試用期間とは一般に「本採用を決める前の試験的雇用期間」を言います。採用面接だけでは実際の働きぶりはわからないため、仕事や社風への適合性を判断する目的で試用期間を設けていることが多いでしょう。

よく勘違いをされますが、「試用期間中であれば会社は自由に解雇ができる」という考えは誤りです。たとえ試用期間中であっても解雇には「合理的な理由」が必要となります。

試用期間中の解雇は「その解雇権が、正規雇用の社員など を解雇する場合に比べて多少広く認められやすい」に過ぎ ません。



試用期間中は解雇を比較的しやすい程度



試用期間中は解雇自由

試用期間の長さ

労働者にとって試用期間中は不安定な雇用状態ですから、 その期間があまりに長いと無効となってしまう可能性が あります。一般的には3か月~6か月程度が適正とされて います。

試用期間中に適性を判断できない場合、一定の間試用期間 を延長するルールを定めることも可能ですが、何度も延長 することは許されません。そもそも試用期間は「〇か月あれば適性を判断できる」として定めた期間ですから、原則としてその期間内に判断をしなければならないことは当然と言えるでしょう。

即時に解雇できるか

試用期間だからといって、労働者を即時に解雇することは原則として許されません。試用期間中であっても30日以上前の解雇予告(または30日分以上の解雇予告手当の支払い)が必要です。

ただし、試用期間中かつ採用から14日以内であれば、解雇予告は不要であるという例外があります。言い換えると即時に解雇をしたいならば、14日以内に適性判断をしなければならないことになります。

試用期間の活用方法

試用期間をめぐるトラブルを予防するためには、①「お互いにとって」ミスマッチを防ぐための判断期間であることを労働者に説明すること②試用期間中の教育環境を整備することが大切です。

能力不足や不適格を理由に本採用を見送る可能性があるならば「求められる能力水準と会社の方針、試用期間中の教育内容」を明確にしましょう。つまり「会社の方針は〇〇です。それに自分の考えが合うかどうかをよく見極めてください。会社としては試用期間中に□□の能力水準に達しているかどうかを確認します。でも初めてでわからないこともあるだろうから、△△という教育でサポートします。」という説明ができるよう環境整備をすることで、ミスマッチを防ぐという試用期間本来の活用ができるでしょう。

試用期間設計に関するご相談は当事務所までお寄せください。

有給休暇の計画的付与について

繁忙期の過剰な有休取得は生産性に影響します。繁忙期を避けて有休を取得させる「年次有給休暇の計画的付与」の制度を紹介します。

はじめに

ワークライフバランスの考え方により、有給休暇をもっと 取得させることが社会的に求められていますが、会社とし ては営業に支障をきたすような有給休暇の取り方は避け てほしいところです。

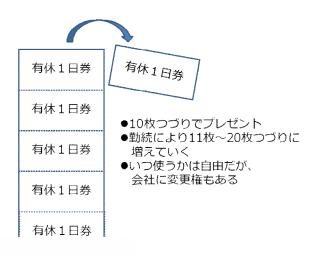
このような事情に対応するため、労働基準法では有給休暇 の取り方について労使協定により時期を指定することが できるとしています。

原則的な有給休暇の考え方

有給体限は回数券に例えると理解しやすいでしょう。半年 勤務した社員には10枚つづりの「有休回数券」をプレゼ ントしなければなりません。

その回数券は社員が好きな時に使えます (時季指定権といいます) が、業務に大きく支障をきたす場合、会社側は「その日は忙しいから別の日に使って欲しい」ということができます (時季変更権といいます)。

どちらの主張を優先するかはその時の状況によって決まります。チケットの有効期限は2年です。



年次有給休暇の計画的付与とは

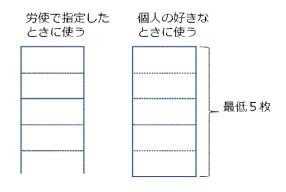
年次有給休暇の計画的付与とは、労働者と雇用主との間で 相談して「有休チケットを使うタイミングをあらかじめ決 めること」を言います。

タイミングの決め方としては次のようなパターンが考えられます。

- 1. 夏季休暇、年末年始休暇に有休を付けて大型連休とする
- 1. 閑散期に有休をまとめて取得させる
- 2. 飛び石連休の間の勤務日を有休指定日とする

法律上、夏季休暇や年末年始休暇は必ず与えなければならないものではありませんから、例えば「○月~○月の間に各人交代で○日の有休を取る」という定め方をすることが可能です。

ただし、前述の「有休チケット」全てについて使うタイミングを限定することはできません。最低でも5枚(5日分)は従業員の好きな時期に使うために残しておかなければならないことに注意が必要です。



労使協定を結ぶ際に繋忙期を避けて有休取得をするよう、 よく話し合って設計をしてください。有給休暇に関するご 相談は当事務所までお寄せください。

小さなことに左右されない 「本当の自信」を手に入れる 9 つのステップ

水島広子 著

単行本:192ページ

出版:大和出版

価格:1,400円(税抜)

はじめに

「人の目が怖い」「今のままじゃダメだ」「いつも不安」 新入社員やスランプに陥った社員の自信のなさ。人気精神科医の著者が9つのステップで、「自信のなさ」の正体をひも解き、「本当の自信」を解説しています。成果主義が招く自信喪失に対する自立型の自信の保ち方・育て方は参考になる考え方だといえるでしょう。

自信がないとはどういうことか

社会で働いていると必ず求められる「成果」。これを上げられるかどうか、あるいは上げられそうかどうかということが「自信」につながると皆さん感じています。

つまり、「自信がない」という状況は、成果が上げられない ことから「自分は価値が低い」と感じていることだと著者 は指摘しています。

他にも自信がないパターンがある

1.人からどう思われるかを重視する人

人からの評価ばかり気にすることで、自分の気持ちや考え 方が分からなくなってしまい、自信がなくなるケースがあ ります。

2.勝ち負けにこだわる人

好戦的で「自信がありそうな姿」を装っている人で自分の 弱さを見せたくないケースがあります。

3.自分のケアをしない人

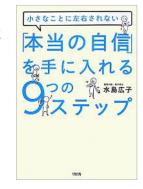
自信がない人は自分を大切にすることが苦手なため、周り の人からバカにされたり不当な扱いを受けたりしても気が 付かず、自信を持つ機会自体が失われていきます。

DO の自信と BE の自信

成果による自信は「DO(すること)の自信」であり、結果によって簡単に増え、そして減るものだと著者は指摘し、

だからこそ、「BE(ある)の自信」 を推奨しています。BEの自信とは 以下のような特徴があります。

- 「自分ならなんとかなるだろう」という感覚
- 「自分はこうありたい」という 気持ちを自分が肯定できると きに生まれる



「できるだけ○○したい」なので、基本的に折れない

いかがですか?著者が推奨する「自信」というのはつまり、そこはかとない「自分はこれで良いのだ感」ということです。

苦労の末、自信が手に入るのではない

これまでの内容は、経営者の方にとっては甘えに感じられるかもしれません。なぜなら成果がずっと上げられない社員が「これでよいのだ」と開き直られても困るからです。

しかし、筆者が主張したいことは、命令や使命を社員に押 し付け、遂行させても必ず自信が付くわけではないという ことです。

この書籍の最も重要なポイントが、まず「BE の自信」を 感じることです。例えば「何があっても仕事を頑張りたい と思う自分が誇らしい」であれば、成果は二の次になると 思われるでしょう。

しかし、実際にはこう感じている人材の仕事は誠実で工夫や顧客への想いに溢れ、成果は必ず上がります。

つまり「BE の自信」の上に「DO の自信」がある状況を 生み出すことが、管理者にとっての人材育成の近道だとい えるのでしょう。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか? 来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

神田社会保険労務士事務所			
代表	特定社会保険労務士 神田 眞弓		
所在地	〒274-0816 千葉県船橋市芝山 1-31-7 A-105		
営業時間	平日 9:00-18:00		
電話	047-496-0600		
FAX	047-496-0601		
メール	info@kandasr.com		

代表よりあいさつ

新年明けましておめでとうございます。2015 年を迎えましたが、年末年始はいかがお過ごしでしたでしょうか? 当事務所では、昨年 26 日が仕事納めであり、朝から大掃除に取り掛かりました。掃除と同時に不要な書類の整理や破棄も行いましたので、意外に手間取りましたが、日頃なかなか行えない資料整理などの結果、事務所がすっきりし、新たな気持ちで新年を迎えることができました。

昨年末、衆議院解散、総選挙とあわただしかったですが、是非今年の景気対策に期待したいものです。とりわけ働く 労働者が景気が上がったと実感するのは、賃金の上げ幅が物価の高騰を上回り、多少なりともゆとりを感じるときでは ないでしょうか?

昨年1年を振り返りますと、様々な出来事がありました。我々も新しい情報や法改正などの情報をいち早くつかみ、いかに有益な内容としてお知らせできるか、日々精進してまいりたいと思います。

スタッフ一同、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

平成27年1月1日 特定社会保険労務士 神田 眞弓

有給休暇現状チェックシート

有給休暇の状況や計画的付与の導入検討のため、以下のチェックシートをご活用ください。 FAX かメールでお送りいただければ、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	有給休暇を法定通り付与している(不明の場合はどちらにも無記入)		
2	パートタイマーにも有給休暇を与えている		
3	繁忙期と閑散期があれば記入してください 繁忙期(月)(月) / 閑散期(月)(月)	I	_
4	所定休日について回答してください(毎週 曜日)その他()	ı	_
5	夏季休暇について回答してください ()月に合計で()日、 指定日(月 日~ 月 日)	I	_
6	冬季休暇について回答してください ()月に合計で()日、 指定日(月 日~ 月 日)	ı	_
7	有給休暇の取得率について回答してください。 30%未満・約50%・約70%・80%以上	ı	_
8	毎月の残業時間について回答してください。 約()時間	-	_
9	有給体限のほかに特別な体験制度があれば記入してください(会社設立記念日など) (月 日 の日)	_	_
10	その他、有給休暇に関するご質問があれば記入してください。 (_	_

FAX のご返送は 047-496-0601 まで

貴社名	ご担当者名	
ご住所	E-mail	
TEL	ご要望を	
FAX	お書きください	